平成２８年５月

【電話勧誘の資格教材／二次被害に注意！】

【相談】

「生涯学習の受講生として登録されている。今後も勉強を続ける意思があるか？」と電話がかかった。「ない」と答えたら、「終了の手続きが必要」と言われたが、おかしいと思った。２０年くらい前に、行政書士講座を契約したが、資格は取らなかった。「今は第３段階なので、やめるにあたって５０万円のお金が要る」と言われた。自宅だけでなく、職場にも電話がかかる。この手続きをすると、今後は他の業者からの電話もかからないようにすると言われた。本当だろうか。

【アドバイス】

「資格を取得していないため契約は終了していない、やめる場合は終了の手続きが必要」「勧誘が来なくなるように名簿から抹消する」などとうその説明をして、新たな契約をさせることが目的です。支払いが終わった時点で契約は終了しています。長く話を聞かないで「契約しません」とはっきり断りましょう。

　断ってもしつこく勧誘を続ける、脅す、怒鳴るという事例もありますが、何度電話がかかっても「お断りします」「契約しません」と、き然と断り、電話を切りましょう。他の業者から電話がかかってくることもありますが、相手にしないようにしましょう。

　法律では、「要りません」「関心がありません」「お断りします」と明確に意思表示をした者に対して、その電話において引き続き勧誘すること、その後改めて電話をかけて勧誘すること、また、勧誘の時に事実と異なる説明をすることは禁止されています。

　電話勧誘で断り切れずに契約をした場合は、契約書面を受け取った日から起算して８日以内であれば、書面によりクーリングオフをし、契約を解除できます。